

事業者の方へ

「心の健康づくり助成金」の手引

（平成 29 年度版）

事業者の方が各都道府県の産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けて、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む）を作成し、計画を踏まえメンタルヘルス対策を実施した場合に、事業者が費用の助成を受けることができる制度です。

職場におけるメンタルヘルス対策のために、是非ご活用ください。

※この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

<助成対象・助成金額>

メンタルヘルス対策促進員による助言・支援を受け、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む）を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に助成します。

1 企業当たり 100,000 円を将来にわたり 1 回限り助成します。



独立行政法人労働者健康安全機構

産業保健・賃金援護部

用語の説明

■事業者

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定されている「事業を行う者で、労働者を使用するもの」をいう。

■心の健康づくり計画

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成 18 年 3 月 31 日 健康保持増進のための指針公示第 3 号）中の「4 心の健康づくり計画」をいう。

■ストレスチェック

労働安全衛生法第 66 条の 10 第 1 項に規定されている「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。

■メンタルヘルス対策促進員

中小規模事業場のメンタルヘルス対策を普及促進するため、産業保健総合支援センターが委嘱したメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者をいう。

■メンタルヘルス対策

「心の健康づくり計画」に記載されているメンタルヘルスケアを行うための対策をいう。

目 次

I	制度の概要	- 1 -
1	助成金の概要	- 1 -
2	助成金を受けるための要件	- 1 -
3	助成対象	- 2 -
4	助成金額	- 2 -
II	支給申請手続き等について	- 3 -
1	手続きの流れ	- 3 -
2	心の健康づくり計画助成金支給申請	- 4 -
3	審査結果の通知と助成金支給方法	- 5 -
4	助成金に係る証拠書類等の保管	- 5 -
5	不正受給	- 5 -
III	様式一覧	- 6 -
1	心の健康づくり計画助成金支給申請書（様式第1号）	- 7 -
2	メンタルヘルス対策促進員企業訪問報告書（様式第2号） ...	- 9 -
3	メンタルヘルス対策実施状況確認書（様式第3号）	- 11 -
4	心の健康づくり計画助成金支給申請チェックリスト兼同意書（様式第4号）	- 13 -
IV	全国の産業保健総合支援センター一覧	- 15 -

I 制度の概要

1 助成金の概要

事業者の方がメンタルヘルス対策促進員による助言・支援に基づき、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む）を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に、費用の助成を受けられる制度です。

2 助成金を受けるための要件

助成金の支給申請時に、申請書類とともに支給要件を満たしているかの確認を受けるため、証明書類の添付が必要となります。

◆届出前に、次の6つの要件を全て満たしていることを必ず確認してください。

- ☐ ① 労働保険適用事業場であること。
- ☐ ② 登記上の本店又は本社機能を有する事業場であること。
- ☐ ③ 訪問したメンタルヘルス対策促進員から助言・支援を受け、平成 29 年度以降、新たに心の健康づくり計画を作成していること。
- ☐ ④ 作成した「心の健康づくり計画」を労働者に周知していること。
- ☐ ⑤ 「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策を実施していること。
- ☐ ⑥ メンタルヘルス対策促進員から、「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策が実施されたことの確認を受けていること。

3 助成対象

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画含む）を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に、申請に基づき助成されます。

4 助成金額

次の費用が助成されます。

1 企業当たり、一律 100,000 円。ただし、1 企業当たり将来にわたり 1 回限り助成されます。

Ⅱ 支給申請手続き等について

1 手続きの流れ

助成金を受け取るまでの手続きは次のとおりです。

①心の健康づくり計画の作成に係る助言・支援

・訪問したメンタルヘルス対策促進員からの助言・支援（事業場訪問3回まで）を受ける。



②心の健康づくり計画の作成

・心の健康づくり計画を作成する。



③心の健康づくり計画の周知

・従業員に心の健康づくり計画を周知する。



④心の健康づくり計画の実施

・心の健康づくり計画に基づきメンタルヘルス対策を実施する。



⑤メンタルヘルス対策促進員による確認

・メンタルヘルス対策促進員から「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策が実施されたことの確認を受ける。



⑥心の健康づくり計画助成金支給申請

・必要な書類を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。



⑦助成金支給決定通知の受取、助成金受領

・労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

2 心の健康づくり計画助成金支給申請

(1) 提出書類及び添付書類

■提出書類

- ・「心の健康づくり計画助成金支給申請書」(様式第1号)

■添付書類

- ・登記事項証明書(登記簿謄本)「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」(原本、発行日から3か月以内のもの)
- ・「メンタルヘルス対策促進員企業訪問報告書」(様式第2号)
- ・「心の健康づくり計画」
- ・「メンタルヘルス対策実施状況確認書」(様式第3号)
- ・事業場の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「心の健康づくり計画助成金支給申請チェックリスト兼同意書」(様式第4号)
- ・事業場宛ての返信用封筒(82円切手貼付)

(2) 実施対象期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(3) 申請期間

平成29年6月1日から平成30年6月30日まで(消印有効)

※届出期間中でも受付を終了することがありますのでご了承ください。

(4) 申請者

事業者(登記上の本店又は本社機能を有する事業場の事業者)の代表者が申請してください。

(5) 届出先

独立行政法人労働者健康安全機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課 宛て

〒211-0021

神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟

TEL : 044-431-8661 FAX : 044-411-5543

3 審査結果の通知と助成金支給方法

(1) 審査結果の通知

4頁の2の「心の健康づくり計画助成金支給申請書」(様式第1号)を申請後、内容が適当である場合は、「助成金支給決定通知書」(様式第5号)が送付されます。

また、内容が適当でない場合は、「助成金不支給決定通知書」(様式第6号)が送付されます。

(2) 助成金支給方法

助成金の支給が決定された場合は、支給申請書に記載された金融機関の口座へ振込により支払われます。

4 助成金に係る証拠書類等の保管

助成金の支給を受けた事業場は、申請に係る書類につきまして、助成金を受給した翌年から起算して、5年間保存してください。

5 不正受給

偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合は、助成金を返還していただきます。

Ⅲ 様式一覧

各様式とチェックリストは、独立行政法人労働者健康安全機構のホームページからダウンロードできます。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1167/Default.aspx>

支給申請関係		
様式番号	様式名称	提出
第1号	心の健康づくり計画助成金支給申請書	○
—	商業・法人登記事項証明書（登記簿謄本） ※発行日から3か月以内のもの	○
第2号	メンタルヘルス対策促進員企業訪問報告書	○
第3号	メンタルヘルス対策実施状況確認書	○
—	心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画含む）	○
第4号	心の健康づくり計画助成金支給申請チェックリスト兼 同意書	○
—	労働保険概算・確定保険料申告書等の写し	○

○：必ず提出が必要になります。

1 心の健康づくり計画助成金支給申請書（様式第1号）

（様式第1号）



受付No.

（記入不要）

平成 年度心の健康づくり計画助成金支給申請書

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

申請日 平成 年 月 日

【請求者】

所在地	〒			
(フリガナ)		(フリガナ)	(役職)	
名称		代表者		氏名 ⑤
担当者	所属	氏名	電話番号	

心の健康づくり計画助成金支給要領第4条に基づき、下記のとおり助成金の支給を申請します。

記

助成金振込先金融機関

（口座番号については右詰で左余白は0を記入し7桁とする。）

金融機関名					本・支店名					預金種目	普通	当座		
銀行コード					支店コード				口座番号					
フリガナ														
口座名義														

（H29. 6. 1）

記載例

(様式第1号)



受付No.
(記入不要)

平成29年度心の健康づくり計画助成金支給申請書

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

申請日 平成30年 4月 5日

【請求者】

所在地	〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号			
(フリガナ)	カブシキガイシャ ロウアン	(フリガナ)	(役職)	ロウアン イチロウ
名称	(株) ろうあん	代表者	代表取締役	氏名 労安 一郎 ㊞
担当者	所属 総務課	氏名	川崎 花子	電話番号 044-431-8661

心の健康づくり計画助成金支給要領第4条に基づき、下記のとおり助成金の支給を申請します。

記

助成金振込先金融機関

(口座番号については右詰で左余白は0を記入し7桁とする。)

金融機関名	〇〇〇〇 銀行					本・支店名			〇〇〇支店				預金 種目	普通		当座
銀行コード	1	2	3	4	支店コード	5	6	7	口座番号	0	9	8	7	6	5	4
フリガナ	カ) ロウアン															
口座名義	(株) ろうあん															

(H29. 6. 1)

2 メンタルヘルス対策促進員企業訪問報告書（様式第2号）

（様式第2号）



メンタルヘルス対策促進員企業訪問報告書

1 訪問企業名

企業名	
-----	--

2 心の健康づくり計画に係る訪問状況

1回目 訪問日	平成 年 月 日
助言・支援内容	
2回目 訪問日	平成 年 月 日
助言・支援内容	
3回目 訪問日	平成 年 月 日
助言・支援内容	

3 心の健康づくり計画の作成状況について

☐ 上記の助言・支援内容に基づき、心の健康づくり計画を作成していることを確認した。

平成 年 月 日

〇〇〇産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策促進員氏名

印

(H29. 6. 1)

記 載 例



(様式第2号)

メンタルヘルス対策促進員企業訪問報告書

1 訪問企業名

企業名	(株) ろうあん
-----	----------

2 心の健康づくり計画に係る訪問状況

1回目 訪問日	平成29年 9月 1日
助言・支援内容	事業場における心の健康づくりの体制整備について、助言 メンタルヘルスクアを行うために必要な人材、事業場外資源の活用について、助言
2回目 訪問日	平成29年10月 6日
助言・支援内容	事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスクアの実施に関する助言 労働者の健康情報の保護に関する助言
3回目 訪問日	平成29年11月10日
助言・支援内容	心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する助言

3 心の健康づくり計画の作成状況について

☒ 上記の助言・支援内容に基づき、心の健康づくり計画を作成していることを確認した。

平成30年 3月30日

〇〇産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策促進員氏名 木 月 三 郎 ㊞

(H29. 6. 1)

3 メンタルヘルス対策実施状況確認書（様式第3号）

（様式第3号）



メンタルヘルス対策実施状況確認書

1 心の健康づくり計画

計画概要	※ 「心の健康づくり計画」を添付すること。
------	-----------------------

2 心の健康づくり計画の周知状況

周知開始日	平成 年 月 日	
担当者	所 属	氏 名
周知方法		

3 心の健康づくり計画に基づくメンタルヘルス対策実施状況

実 施 日	実施内容
平成 年 月 日	

☐ 上記 1～3 について、相違ありません。

平成 年 月 日

（代表者）氏名

㊞

4 改善状況確認

☐ 心の健康づくり計画に基づきメンタルヘルス対策の全部又は一部が実施されたことを確認した。

平成 年 月 日

〇〇〇産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策促進員氏名

㊞

(H29. 6. 1)

記 載 例



(様式第3号)

メンタルヘルス対策実施状況確認書

1 心の健康づくり計画

計画概要	衛生委員会を心の健康づくり推進体制の中心に据え、「ストレスを軽減し、明るい職場づくり」を推進するため、職場環境の把握と改善を実施する。また、少なくとも年に1回研修会を開催し、職員のメンタルヘルスに対する意識の向上を図る。 ※ 「心の健康づくり計画」を添付すること。
------	--

2 心の健康づくり計画の周知状況

周知開始日	平成30年 1月 9日	
担当者	所 属	氏 名
	総務課	川崎 花子
周知方法	「心の健康づくり計画」を施設内の掲示板、社内ポータルサイトへ掲示し、また、社内報により職員へ配布した。	

3 心の健康づくり計画に基づくメンタルヘルス対策実施状況

実施日	実施内容
平成30年 3月 9日	外部講師を招き、全従業員向けに心の健康づくりに関する講演会を実施した。

☒ 上記1～3について、相違ありません。

平成30年 3月 12日

(代表者) 氏名 労 安 一 郎 ㊞

4 改善状況確認

☒ 心の健康づくり計画に基づきメンタルヘルス対策の全部又は一部が実施されたことを確認した。

平成30年 3月 30日

〇〇産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策促進員氏名 木 月 三 郎 ㊞

(H29. 6. 1)

4 心の健康づくり計画助成金支給申請チェックリスト兼同意書（様式第4号）

（様式第4号）

心の健康づくり計画助成金支給申請チェックリスト 兼 同意書

提出書類	
1	☐ 心の健康づくり計画助成金支給申請書（様式第1号） ☐ 次の全ての要件を満たしていることを確認してください。 a 労働保険適用事業場であること。 b 登記上の本店又は本社機能を有する企業の事業者であること。 c 企業を訪問したメンタルヘルス対策促進員から助言・支援を受け、平成29年度以降、新たに「心の健康づくり計画」を作成していること。 d 作成した「心の健康づくり計画」を労働者に周知していること。 e 「心の健康づくり計画」に基づくメンタルヘルス対策の全部又は一部を実施していること。 f メンタルヘルス対策促進員から、「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策が実施されたことの確認を受けていること。
	☐ 「2 助成金振込先金融機関」欄に、記入漏れがないか確認してください。 ※個人名の口座には振込みできませんので御注意ください。
添付書類	
2	☐ 商業・法人登記事項証明書（登記簿謄本） 「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」の記載された原本（発行日から3か月以内）を添付してください。
3	☐ 「メンタルヘルス対策促進員企業訪問報告書」（様式第2号） メンタルヘルス対策促進員の署名又は記名押印があることを確認してください。
4	☐ 「メンタルヘルス対策実施状況確認書」（様式第3号） 事業者の記名押印があることを確認してください。 メンタルヘルス対策促進員の署名又は記名押印があることを確認してください。
5	☐ 心の健康づくり計画 労働者数50人以上の事業場は、ストレスチェック実施計画のみでは助成対象とならないことから、その他のメンタルヘルス対策を含む心の健康づくり計画となっていることを確認してください。（※労働者数50人未満の事業場は、ストレスチェック実施計画の作成のみでも助成金の支給対象となります。）
6	☐ 労働保険概算・確定保険料申告書等（写） 助成金支給申請の直近の申告書の写しを添付してください。労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険料算定基礎賃金等の報告の写しと労働保険料等納入通知書の写しを添付してください。 ※労働基準監督署等の受付が証明されていることが必要です。
7	☐ 振込先の通帳（写）等（振込先の名義、口座番号が確認できるもの） 金融機関、口座名義、口座番号が確認できる箇所の写しを添付してください。

次のページへ続きます。

同意書

- ・ 上記 1 ～ 7 にチェックを入れた内容について、申請内容と相違ないことを確約・同意します。
- ・ 申請内容に不備等があった場合において、貴機構の求めがあるときは、速やかに必要な事項を報告又は説明することを確認します。
- ・ 偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合は、助成金を返金することに同意します。

平成 年 月 日

所 在 地

名 称

代表者（役職・氏名）

印

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

(H29.6.1)

IV 全国の産業保健総合支援センター一覧

(H29年6月1日現在)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011(242)7701	滋賀	077(510)0770
青森	017(731)3661	京都	075(212)2600
岩手	019(621)5366	大阪	06(6944)1191
宮城	022(267)4229	兵庫	078(230)0283
秋田	018(884)7771	奈良	0742(25)3100
山形	023(624)5188	和歌山	073(421)8990
福島	024(526)0526	鳥取	0857(25)3431
茨城	029(300)1221	島根	0852(59)5801
栃木	028(643)0685	岡山	086(212)1222
群馬	027(233)0026	広島	082(224)1361
埼玉	048(829)2661	山口	083(933)0105
千葉	043(202)3639	徳島	088(656)0330
東京	03(5211)4480	香川	087(826)3850
神奈川	045(410)1160	愛媛	089(915)1911
新潟	025(227)4411	高知	088(826)6155
富山	076(444)6866	福岡	092(414)5264
石川	076(265)3888	佐賀	0952(41)1888
福井	0776(27)6395	長崎	095(865)7797
山梨	055(220)7020	熊本	096(353)5480
長野	026(225)8533	大分	097(573)8070
岐阜	058(263)2311	宮崎	0985(62)2511
静岡	054(205)0111	鹿児島	099(252)8002
愛知	052(950)5375	沖縄	098(859)6175
三重	059(213)0711		

◆全国の産業保健総合支援センター一覧

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

独立行政法人労働者健康安全機構
産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒211-0021 神奈川県川崎中原区木月住吉町 1 番 1 号 事務管理棟

TEL : 044-431-8661 FAX : 044-411-5543

<https://www.johas.go.jp/>

(平成 29 年 6 月)